

市・県民税の申告を受け付けします

申告期間 2月3日(木)から3月15日(火)まで

平成23年度市・県民税の申告受け付けと申告書の記載相談を行います。申告期間中は会場が大変混雑しますので書類は必ず整理、集計して持参してください。書類の整理、集計をしていない場合は、整理後の受け付けとなります。また、自書申告できるかたは郵送で提出してください。なお、税務署から確定申告書が送付されているかた、譲渡所得（収入を除く）のあるかた、配当所得のあるかた、住宅ローン控除の1年目のかたは税務署で申告してください。国税庁のホームページでも作成できます。問税務課市民税係 ☎6767

■申告・相談の受け付け日程

平日 2月3日(木)～3月15日(火)
休日 3月13日(日)

※今年から日時指定は行いませんので、この期間の都合の良い日に早めにおいでください。

受付時間

▼午前8時40分～11時30分
▼午後1時～4時

※申告書記載相談は午前8時50分から始めます。

会場 市役所新館5階第1会議室

■申告の必要があるかた

▼平成23年1月1日現在において、市内に住所があるかた
▼市外に住所があるかたで、市内に事務所・家屋敷などを所有しているかた

※次に該当するかたも忘れずに申告してください。

▼市外のかたに扶養されていたかた（夫が単身赴任や学生など）

▼非課税の年金（障害者年金・遺族年金）や手当で生活していたかた

▼公的年金収入だけで、65歳未満のかたは98万円を超え、65歳以上のかたは148万円を超えているかた（申告することで減税や非課税になる場合があります）

▼扶養認定申請などで所得証明書が必要になるかた

▼平成22年分の所得税の確定申告書を税務署に提出するかた

▼平成22年中の所得が給与だけで、年末調整済みの「給与支払報告書」が勤務先から市に提出があったかた

▼医療費控除や給与支払報告書に記載のない各種控除を受けようとするかたは申告が必要です。

▼収入が公的年金だけで、65歳未満のかたは98万円以下、65歳以上のかたは148万円以下のかた（市・県民税が課税されません）

▼扶養認定申請などで所得証明書が必要になるかた

▼平成22年分の所得税の確定申告書を税務署に提出するかた

▼平成22年中の所得が給与だけで、年末調整済みの「給与支払報告書」が勤務先から市に提出があったかた

▼医療費控除 領収書、医療費を補てんする保険金などの額が分かるもの（おおむね6カ月以上寝たきりでおむつが必要なかたは、初年度は医師の証明書が必要です）

▼障害者控除 身体障害者手帳や障害者控除対象者認定書など障害の程度が分かるもの

▼医療費控除 領収書、医療費を補てんする保険金などの額が分かるもの（おおむね6カ月以上寝たきりでおむつが必要なかたは、初年度は医師の証明書が必要です）

※領収書は病院ごとに集計して持参してください。

▼申告をしなかった場合

▼国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の軽減の適用や、国民年金保険料の免除が受けられない場合があります。

▼保育所への入所、市営住宅への入居、児童扶養手当の受給、金融機

関からの借り入れなどに必要な所得証明書などの交付が受けられませんが、申告が必要だと思われるかたは申告においでください。

また、申告書の送付を希望するかたはご連絡ください。

※申告書は市ホームページからダウンロードできます。



申告についてのご注意

自書申告の推進

今年から申告時間の軽減と申告者が自分の申告内容を把握するため、自書申告の推進を図ります。

自分で申告書を作成されたかたは、郵送で提出してください。不明な点があれば後日、税務課から照会します。

収支内訳書を作成するか領収書を整理、集計して来てください

申告においでになるかたで農業や事業所得、不動産所得のあるかたは、収支内訳書をご自身で作成して来てください。作成できないかたは、各項目ごとに領収書を分け、集計して来てください。

申告書作成コーナーの設置

パソコンを使用し、ご自身で申告書を作成するコーナーを設置します。指導員が操作の仕方を教えます。

e-TAX申告（電子申告）が初めてのかたに限り、所得税で最高5,000円（所得税額が5,000円以下の場合はその額）の税額控除を受けることができます。

なお、e-TAX申告を利用する際は、市民課で公的個人認証サービスの電子証明書の発行（手数料500円）が必要になります。また、住民基本台帳カードをお持ちでないかたは、住民基本台帳カードの交付（手数料500円）も必要になります。

公的個人認証サービスの電子証明書の発行手続きに一人当たり約40分の時間がかかります。

年金所得者の皆さんへ

パソコン体験会のお知らせ
十和田税務署では、年金所得者のための「パソコン体験会」を開催します。所得税の確定申告に必要な年金所得者は、この機会にパソコン体験を通し、申告をすることをお勧めします。

とき 2月1日(火)～10日(木)

午前9時30分～午後4時

ところ 十和田税務署（十和田奥入瀬合同庁舎）

持ち物 申告に必要な書類一式

☎十和田税務署個人課税第一部門 ☎23151

運行日 2月23日(木)、3月2日(水)

運行経路・時間

行き	帰り
支所発 → 市役所着	市役所発 → 支所着
9:30 → 9:50	11:30 → 11:50
13:30 → 13:50	15:30 → 15:50

乗降車場所

▶行き 十和田湖支所北側駐車場

▶帰り 市役所新館東側

※途中乗車や途中下車はできません。

法量・奥瀬地区のかたへ

申告用のバスを運行します

十和田湖支所から市役所まで申告用バスを運行します。車でおいでになれないかたは、ご利用ください。



【有料広告欄】市の広告媒体に広告掲載を希望する事業者は「広告パートナー」の登録をお願いします。申し込み先▶総務課行政文書係 ☎6701



スミマセン、本当の事を言います
実は、どなたでも楽しめる馬の動物園なんです

リアルメリーゴーランド

◎みんなで憧れの乗馬体験にチャレンジ！馬上からの視界はまるで別世界！小さい頃に乘ったメリーゴーランドさながら本物のウマでの感動の瞬間。

ホップステップライディング

◎手綱操作を覚えて乗馬技術をステップアップ！インストラクターの指導のもと、馬を操る「乗馬の醍醐味」をかいまみる事ができます。

入場無料 見学自由 ふれあいOKI! 初心者OKI! いつでもOKI!



100頭のウマと遊ぼう!!

十和田乗馬倶楽部
http://www.jtng.com/thrc/
十和田市三本木字佐井幅115-5
TEL. (0176)26-2945 thrc@jtng.com
09:00～17:00 火曜定休